

河内長野市財政体質改善プログラム

(平成25年度～平成29年度)



大阪府河内長野市

目 次

はじめに	1
1. 河内長野市の財政状況	
（１） 収支の状況	2
（２） 減少し続ける市税収入	3
（３） 市税減少などによる財政力の低下	4
（４） 福祉関係経費の増加	5
（５） 人件費の状況	7
（６） 他市よりも多い市債残高	9
（７） 硬直化している財政構造	11
（８） 基金残高の状況	12
2. 今後の財政収支見通し（試算）	
（１） 財政収支見通しの前提条件	13
（２） プログラム実施前の財政収支見通し「体質改善前」	15
3. 財政体質改善プログラム	
（１） 計画期間	16
（２） 目標	16
（３） 財政体質改善に向けた取組み体系	17
（４） 財政体質改善へ向けた取組み項目・実施項目について	18
（５） 財政体質改善に向けた「実施項目・具体的項目」の 抽出方法について	27
（６） 平成25年度版 実施項目・具体的項目	28
（７） プログラム実施後の財政収支見通し「体質改善後」	31
（８） 財政収支見通し「体質改善前後の比較表」	32
（９） 財政体質改善プログラムの推進に向けて	33
資料① <受益者負担の適正化>	35
資料② <行政サービスの分類について>	37
財政用語の解説	38

はじめに

過去、本市の歳入においては、長引く景気低迷、地価下落を要因とした個人市民税や固定資産税などの減少、また、国が推し進めていた「三位一体の改革」に伴い、地方交付税が大幅に削減されたことなどにより、経常一般財源が減少するとともに、歳出においては、介護保険や児童手当などの義務的福祉的な経費の増加や市民ニーズに対応した施策を実施、充実してきたことなどにより、本市の財政状況は急激に悪化しました。

本市においては、三度目の財政再建団体への転落という事態を回避するため、平成19年12月に、平成20年度から平成24年度を計画期間とした「第2次河内長野市財政健全化プログラム」を策定し、「収支不足の解消」・「財政構造の弾力化」・「公債費負担の適正化」をめざし、財政健全化に取り組んできました。

計画期間中においては、アメリカ金融危機を発端とする世界的な不況も影響し、本市の市税はさらに落ち込むこととなりましたが、市民の皆さまのご理解のもと、地道な財政健全化へ向けた取り組みを継続し、一定の効果を得到了こと、また、地方交付税の増額もあって、平成22年度決算においては、平成15年度以来、7年ぶりに財政調整基金を取り崩すことなく黒字を確保し、平成23年度決算においても同様に黒字を確保することができました。

しかし、一方で、財政構造の弾力化を示す経常収支比率は、依然として高い状態で推移し、目標であった「95%以内」の達成は非常に困難な状況であります。

また、本市の財政を取り巻く環境は、今後も長引く景気低迷や人口減少による市税の減少、高齢化などに伴う社会保障関係経費の増加が見込まれ、さらに、人口増加期に建設された市内の公共施設が老朽化し、大規模な改修や建替え時期を迎えたことにより、その改修費用が膨大なものになることが予想されています。

このような厳しい財政環境ではありますが、定住・転入施策、地域活性化施策などを展開することで、本市の財政力を押し上げ、多様化・高度化する市民ニーズに対応できる、また、魅力あるまちづくりをこれからも継続して行うことができる財政体質をつくりあげる必要があります。

そこで、本市では、将来の発展の礎となる強い財政基盤づくりをめざして、今回「財政体質改善プログラム」を新たに策定しました。今後も元気なまちとして持続させていくために、わがまちの魅力アップに向けて、安定した財政基盤の確立をめざしていきたいと考えています。

1. 河内長野市の財政状況

(1) 収支の状況

本市の財政状況は、歳入では、市税が平成9年度にピークを迎えたあと、定率減税の廃止や税源移譲が実施された平成19年度を除き、それ以降減少を続けております。また、「国庫補助負担金の廃止・縮減」「国から地方への税源移譲」「地方交付税の見直し」といった、いわゆる「三位一体の改革」により、普通交付税が大幅に削減された影響を受け、本市では平成16年度から平成21年度まで、それらの歳入不足を補うため、財政調整基金の取り崩しを行うことで、ようやく黒字を確保してきました。

しかし、平成15年度策定の第1次財政健全化プログラム（案）（平成15年度～平成19年度）、続いて平成19年度策定の第2次財政健全化プログラム（平成20年度～平成24年度）に基づき、歳入の確保及び各事務事業の見直しなど徹底した行財政改革を実施した結果、平成22年度・23年度では、財政調整基金を取り崩すことなく黒字を確保することができるなど、第2次財政健全化プログラムの目標である「基金依存体質からの脱却」を果たすことができました。

◆決算収支の状況

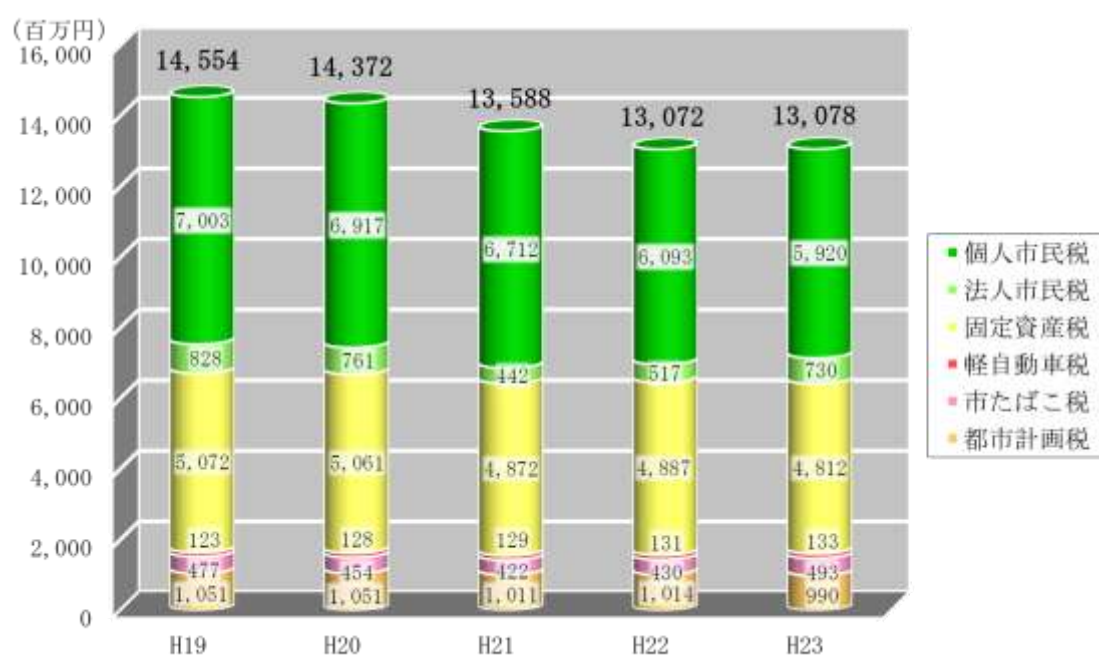
(単位 百万円)

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
歳入総額	35,199	35,459	34,598	32,483	34,608	29,634	32,684	35,671	34,470
歳出総額	34,503	34,981	34,253	32,230	34,521	29,475	32,635	35,559	34,348
形式収支	696	478	345	253	87	159	49	112	122
翌年度繰越額	268	331	136	216	71	140	33	99	101
実質収支	428	147	209	37	16	19	16	13	21
財政調整基金 とりくずし	0	900	100	420	410	370	200	0	0

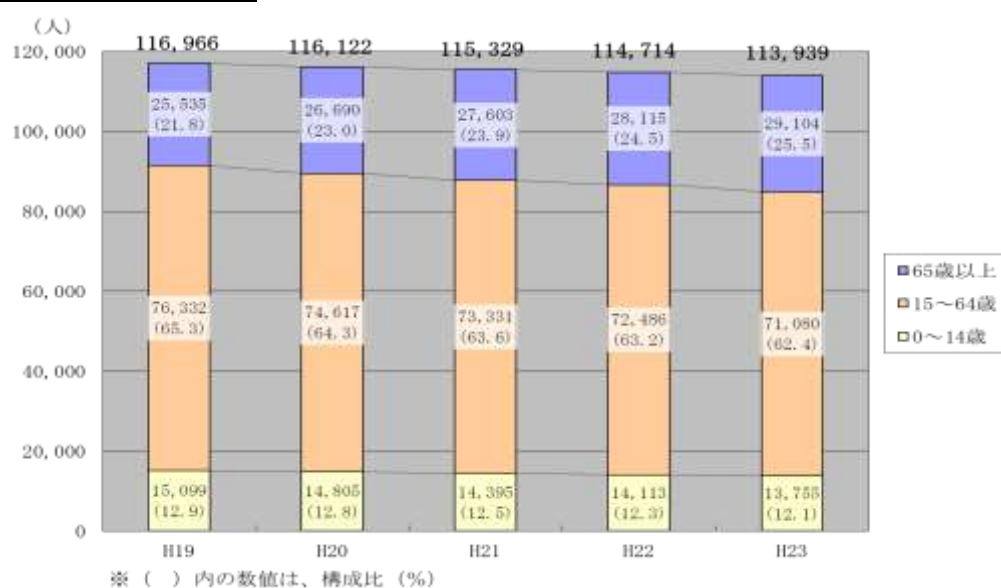
(2) 減少し続ける市税収入

平成23年度の市税全体では、平成19年度と比較して約14億8,000万円も減少しています。この主な要因は、人口減少及び高齢化に伴い個人市民税が約10億8,000万円減少したことや、土地や家屋に係る地価下落修正や評価替えの影響により固定資産税と都市計画税合計で約3億2,000万円減少したことが挙げられます。本市は市税収入の約半分を個人市民税が占めていることから、今後の人口減少や高齢化による納税義務者数の減少は、非常に深刻な課題となっています。

◆市税収入の状況



(参考) 人口の推移



(3) 市税減少などによる財政力の低下

地方交付税のうち普通交付税について見てみますと、平成23年度は平成19年度と比較して約17億1,000万円増加しています。その要因としては、基準財政需要額が経済情勢や高齢化に伴い生活保護費や高齢者保健福祉費の増加が影響し増加傾向にあり、一方、基準財政収入額が、近年の経済情勢及び人口減少や高齢化に伴う納税義務者数の減少による市税の減少が影響して、減少傾向が続いていることが挙げられます。また、臨時財政対策債への振替額は増加しているものの、市税収入の減少が大きい本市においては普通交付税が増加することとなりました。

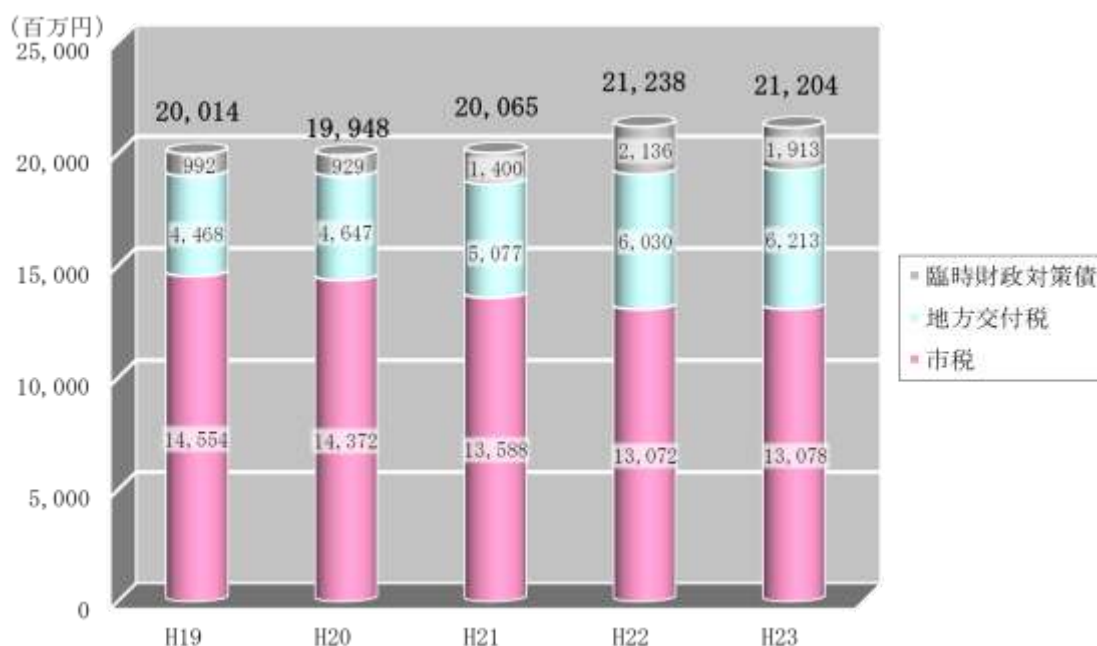
本市の財政力指数は下表のとおり低下傾向であります。これは、市独自の施策を実施するうえでの余裕財源が徐々に減少することを意味し、本市の財政運営において非常に厳しい状況です。

◆普通交付税の状況

(単位 百万円)

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
基準財政需要額 A	17,095	17,267	17,634	18,378	18,210
うち臨時財政対策債振替額 B	992	929	1,442	2,287	1,913
基準財政収入額 C	11,816	11,918	11,332	10,347	10,331
錯誤等 D	△ 27	1	△ 15	22	0
普通交付税 $A - B - C + D$	4,260	4,421	4,845	5,766	5,966
財政力指数 (3カ年平均)	0.73	0.74	0.72	0.69	0.66

◆市税・地方交付税・臨時財政対策債の推移

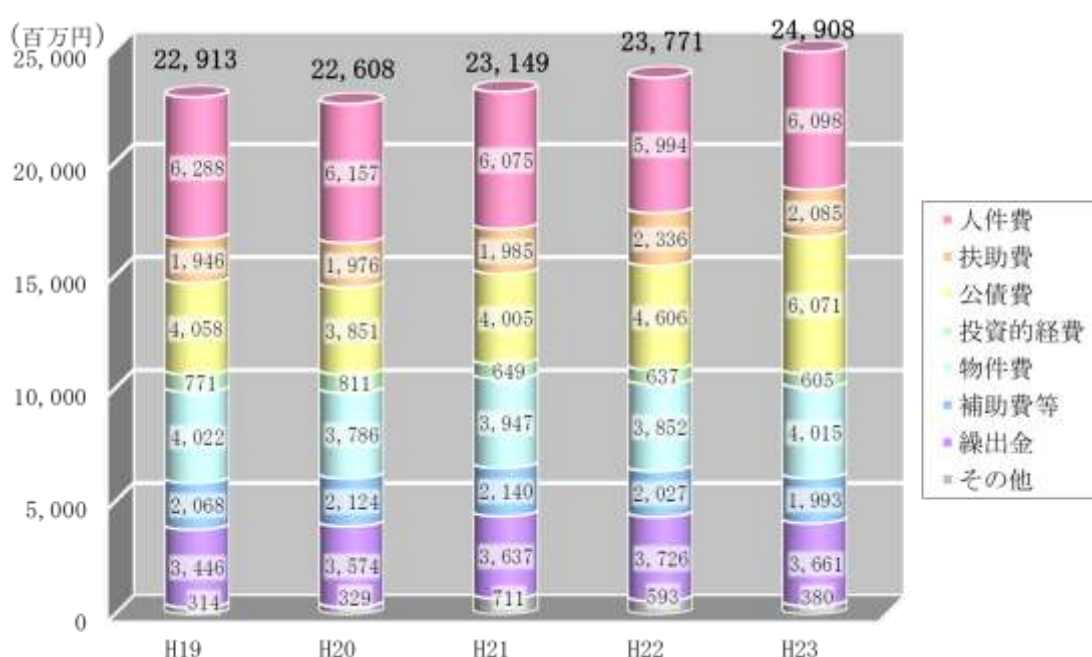


(4) 福祉関係経費の増加

これまで徹底した事業の見直しにより、歳出削減に取り組んできましたが、平成19年度と平成23年度の性質別の歳出について一般財源ベースで見ますと、扶助費及び公債費、繰出金が増加しています。

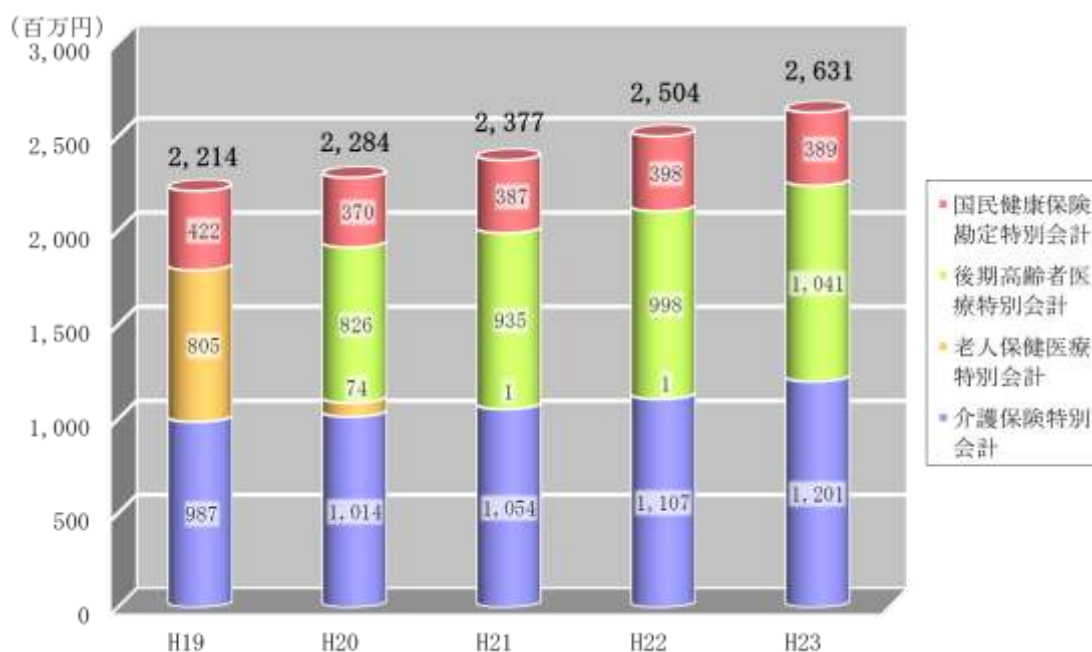
その要因として、まず、扶助費については、昨今の経済不況による生活保護費の増加や子ども手当、障がい者福祉扶助費などの増加が挙げられます。次に、公債費については、第2次財政健全化プログラムにおいて「将来債務の軽減」が掲げられており、将来世代の負担軽減を図るため、繰上償還を積極的に実施してきたことから増加しており、平成23年度においては、平成13年度に発行した地方債について借換債の発行を抑制したうえで、最終償還を実施したことにより大きく増加しました。最後に、繰出金については、高齢化を背景とした介護保険特別会計繰出金及び後期高齢者医療療養給付費負担金が増加要因として挙げられます。なお、繰出金が平成22年度から平成23年度にかけて減少しているのは、下水道使用料の改定を実施したことなどにより、下水道事業特別会計への繰出金が減少したことによるものです。

◆性質別歳出（一般財源ベース）の推移



また、下水道事業特別会計を除く介護保険特別会計や後期高齢者医療特別会計などへの繰出金の状況について見てみますと、人口の高齢化に伴って毎年度繰出金が増加していることが顕著に見てとれます。本市においても、今後さらに人口の高齢化が進行すると見込まれることから、引き続き繰出金の増加傾向が続くものと考えられます。

◆繰出金（下水道事業特別会計を除く）の推移

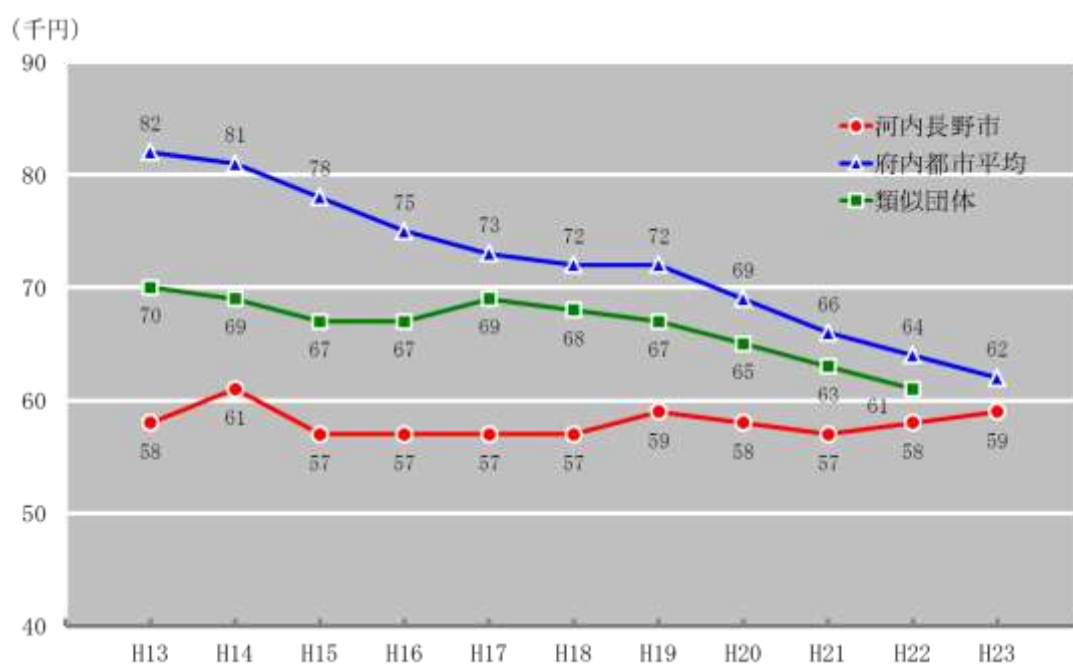


※老人保健医療特別会計は、後期高齢者医療制度への移行に伴い、平成22年度をもって廃止しています。

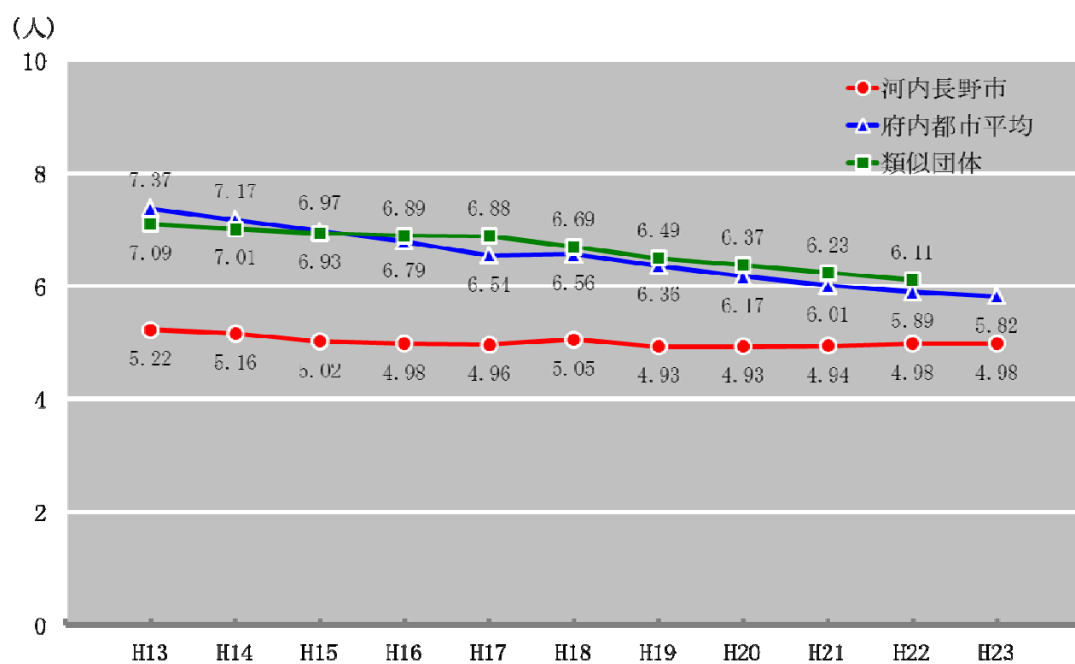
（５）人件費の状況

本市における人件費の状況について、人口一人当たりの人件費や人口千人当たりの職員数を見ますと、府内都市平均及び類似団体と比べて低い水準にあります。これは、当市が過去から外部委託を積極的に行うことにより、職員数が他市に比べ相対的に少ないためです。しかし、近年、他市においても退職職員の不補充や外部委託を推進するなど、人件費の抑制の取り組みが進められているため、その差は徐々に減少しています。

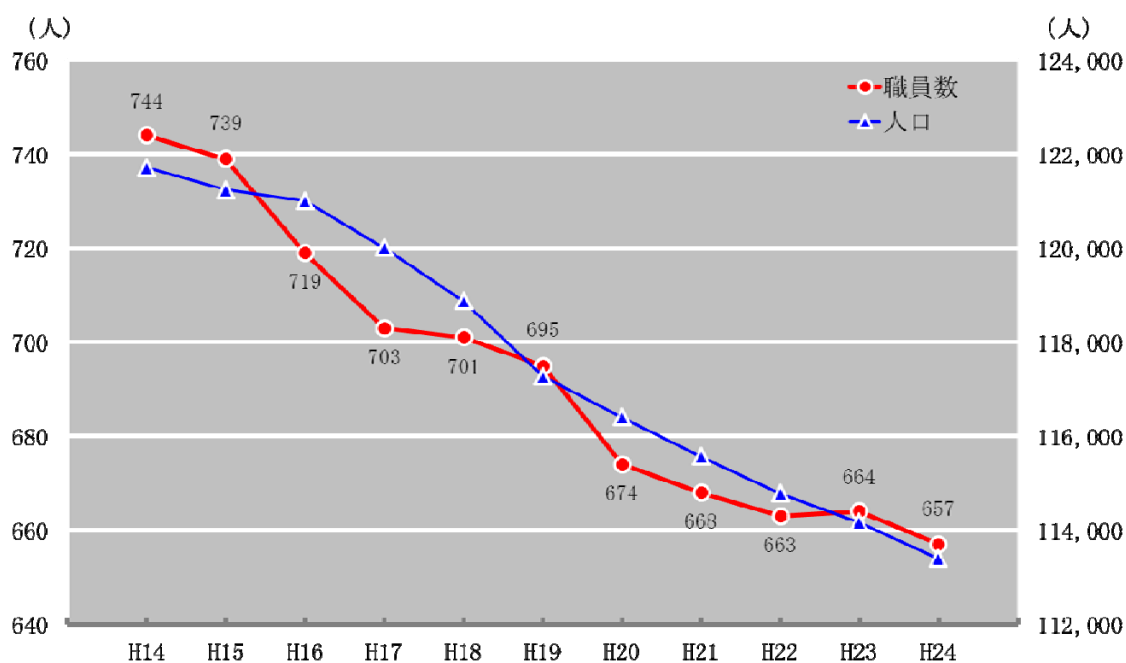
◆人口一人当たりの人件費（普通会計ベース）の推移



◆人口千人当たりの職員数（普通会計ベース）の推移



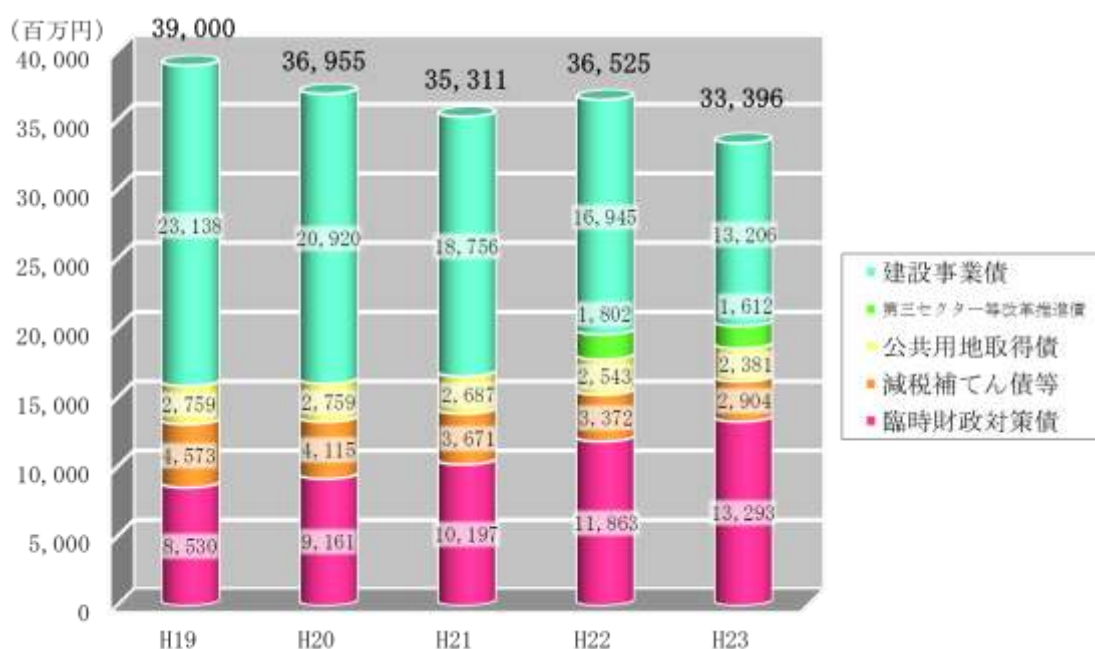
◆全職員数と人口の推移



(6) 他市よりも多い市債残高

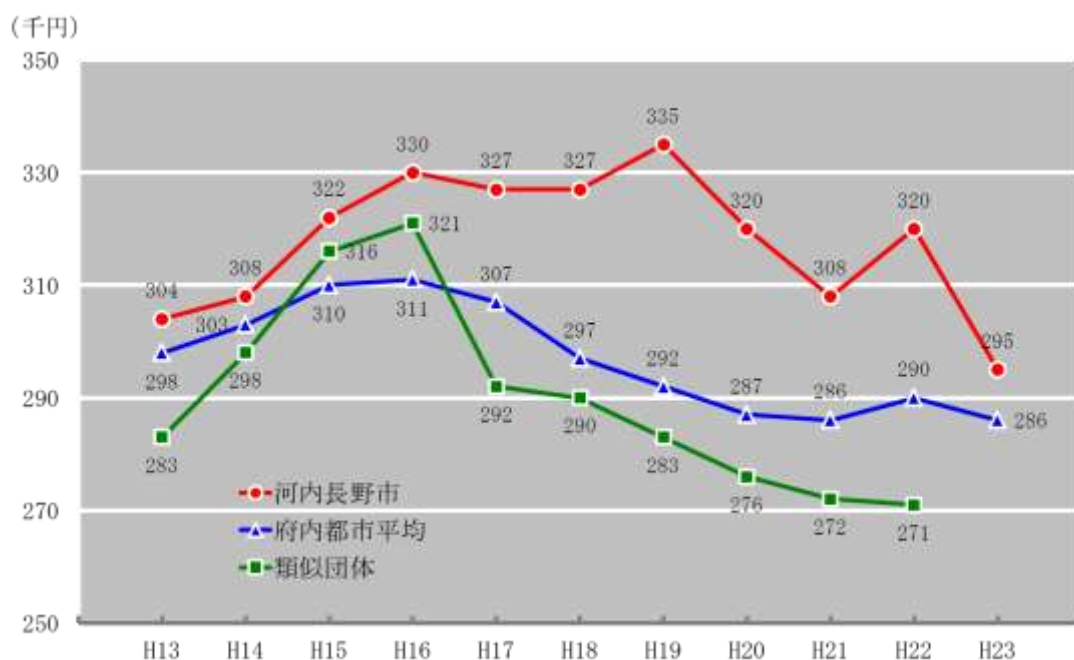
目的別市債残高の状況を見てみますと、建設事業債は新規に発行されるものが抑制され減少傾向にあります。地方交付税の財源不足を補うために発行される臨時財政対策債は年々増加しています。平成22年度は、土地開発公社解散に伴う公社保有地買い戻しの財源として、第三セクター等改革推進債を発行したことなどで市債残高が増加しました。平成23年度においては、平成13年度に発行した市債の最終償還について、借換債の発行を抑制し償還したことにより大きく減少しています。

◆地方債現在高の推移



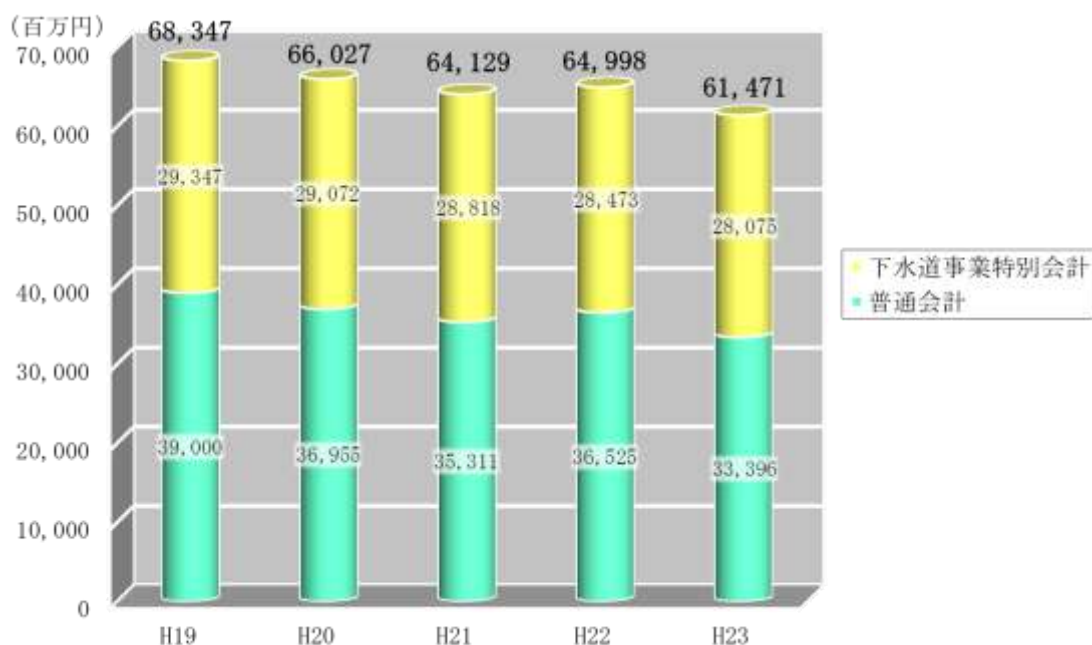
続いて、人口一人当たりの市債残高については、高い水準で推移を続けており、平成19年度は土地開発公社保有地の買戻しの実施に伴った市債の発行により増加し、その後、新規発行の抑制や繰上償還を行ったことなどもあり低下傾向にありましたが、平成22年度においては、第三セクター等改革推進債など約53億円の市債を発行したことにより増加しています。平成23年度においては、前述のとおり最終償還を実施したことから大きく減少しましたが、いまだ府内都市平均よりも高い状況となっています。

◆人口一人当たりの地方債残高の推移



次に、普通会計及び下水道事業特別会計における地方債残高の推移ですが、それぞれ市債残高は減少しているものの、下水道事業特別会計における減少幅は普通会計と比較し小さいものとなっています。

◆普通会計、下水道事業会計別の地方債残高の推移



(7) 硬直化している財政構造

財政構造の弾力性を示す経常収支比率について、歳出面では、生活保護費や障がい者介護・訓練等給付費などの扶助費や、高齢化に伴い介護保険特別会計繰出金や後期高齢者医療療養給付費負担金などの繰出金が増加している一方、市債に係る元利償還金や人件費が減少しています。また、歳入面においては、市民税及び固定資産税の減少により市税が減少しましたが、普通交付税及び臨時財政対策債は増加しています。

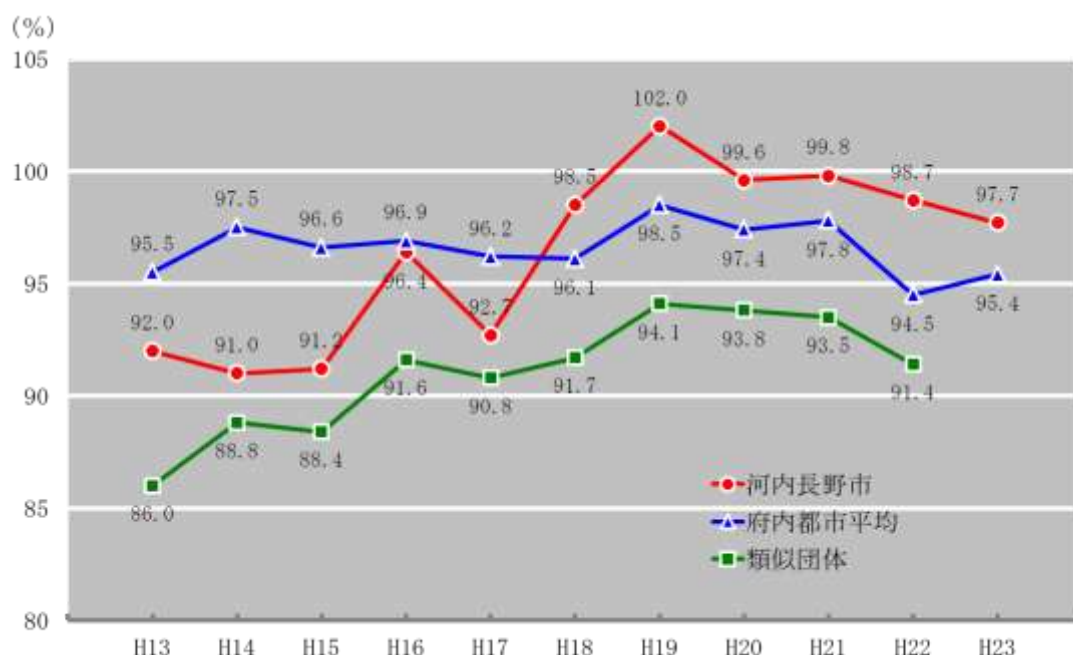
以上のことから、平成23年度において経常収支比率が97.7%となり、平成19年度と比較すると4.3ポイント改善しましたが、第2次財政健全化プログラムの目標値である95.0%は達成できておらず、依然硬直した財政状況が続いています。

また、本市の経常収支比率は類似団体よりも高い比率で推移しており、平成18年度以降は府内都市平均をも上回っています。平成19年度では100%を超える状況となりましたが、行財政改革の着実な推進により、平成20年度以降は100%を下回る状態となっています。しかし、依然として高い比率であることには変わりなく、厳しい状況が続いています。

◆経常収支比率の推移

(単位 百万円・%)

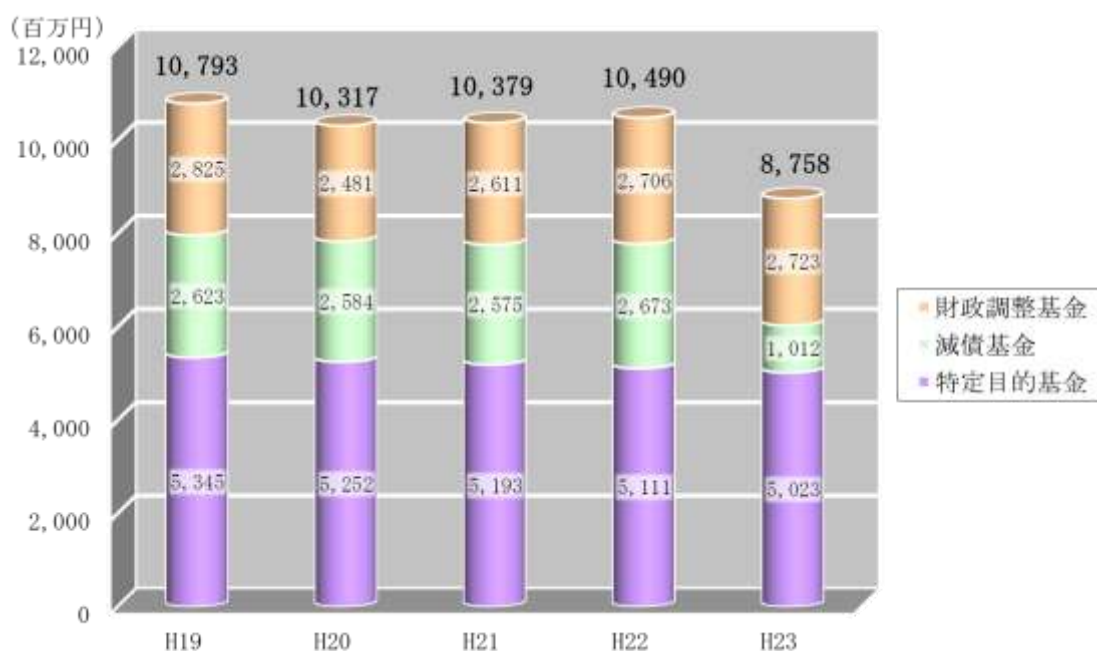
	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
経常経費充当一般財源 A	21,352	20,634	20,724	21,554	21,204
経常一般財源収入 B	20,924	20,725	20,762	21,828	21,699
経常収支比率 A/B	102.0	99.6	99.8	98.7	97.7



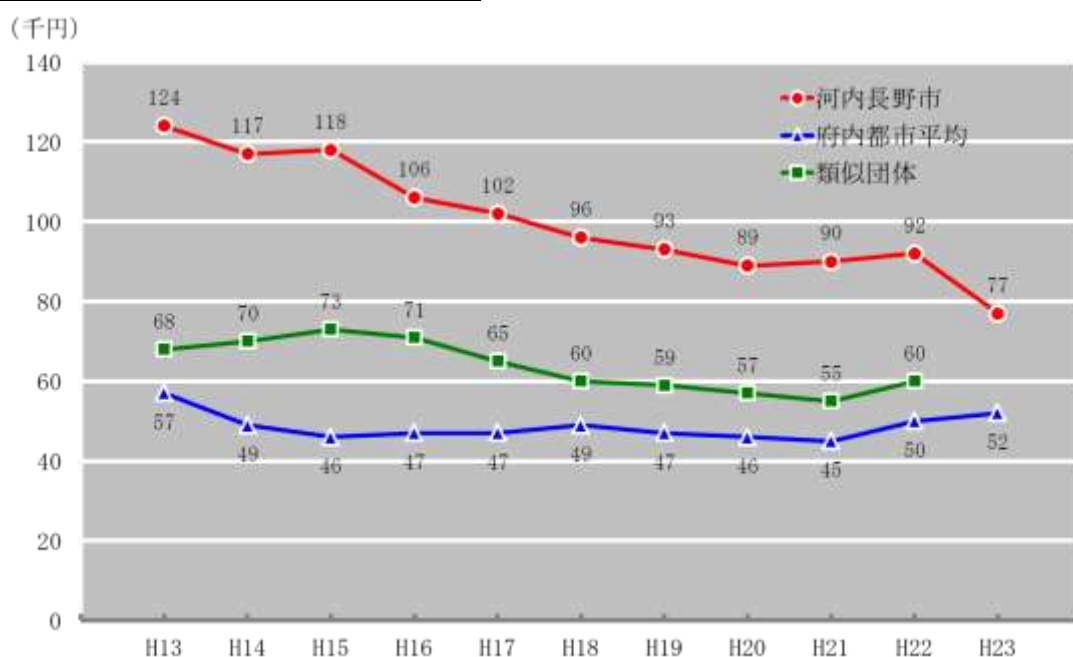
(8) 基金残高の状況

平成23年度の基金残高は、減債基金を約16億7,000万円取り崩し、平成13年度に発行した市債の最終償還を実施したことなどにより、約87億6,000万円となりました。また、人口一人当たり現在高は約7万7,000円となり、類似団体及び他の府内都市と比べ比較的高い状況にありますが、減少傾向となっています。

◆基金残高の推移



◆人口一人当たりの基金残高の推移



2. 今後の財政収支見通し（試算）

平成25年度から平成29年度までの今後の5年間の財政収支見通しを一定の条件のもと試算すると、財政体質の改善に取り組まなければ、平均して毎年約9億5,000万円程度の収支不足が発生すると見込まれます。平成28年度には財政調整基金が底をつき赤字が発生し、平成29年度には財政健全化判断比率のうち実質赤字比率が早期健全化基準に近づき、財政健全化団体へ転落するおそれも出てきます。

（1）財政収支見通しの前提条件

対象会計：普通会計（※）一般財源ベース

数 値：平成23年度は決算額・平成24年度は決算見込み額・
平成25年度～平成29年度は推計額

（※）「普通会計」とは全国の市町村の財政状況を統一的に比較するために用いられる統計上の区分です。

【歳 入】

項 目	前 提 条 件
市 税	現行制度を基本として推計し、個人市民税は、人口減少等の影響を加味し、固定資産税・都市計画税は、平成27年度の評価替え等に伴う影響を見込んだうえで算出しています。
地方交付税	平成24年度の算定実績を基本とし、市税の減少による影響、公債費の基準財政需要額算入見込み数値などを考慮し算出しています。
臨時財政対策債	平成25年度以降も、臨時財政対策債の発行を一定見込んでいます。
その他収入	平成24年度の決算見込みの金額を基本として計上しています。

【歳 出】

項 目	前 提 条 件
人件費	第3次定員適正化計画（計画期間：平成23年度～平成24年度）に基づいた職員数（特別会計に属する職員除き）をもとに算出しています。 退職手当は定年退職に係る所要額を計上しています。
扶助費	扶助費の対象項目（生活保護費、障がい者福祉関係経費、福祉医療費及び学校関係扶助費など）ごとに人口動態や近年の動向を参考に見込んでいます。
公債費	既に発行した市債に係る元利償還金に、今後の発行予定分を加味したうえで計上しています。
投資的経費	今後予定している投資的事業のうち、充当予定一般財源を計上しています。
うち学校施設の維持改修費	学校施設の維持改修費について、一定額を計上しています。
その他経費	平成24年度の決算見込みを基本にして、各年度で見込まれる所要額を勘案し計上しています。 また、魅力あるまちづくりに向けた新規施策の推進及び既存施策の充実に係る財源として、臨時的施策分は各年度70百万円、経常的施策分は毎年度50百万円を計上しています。
うち繰出金	国民健康保険事業勘定特別会計や介護保険特別会計など、各特別会計ごとに人口動態や近年の動向を参考に計上しています。
うち維持補修費	維持改修費について、一定額を見込み計上しています。なお、橋梁、公園に係る維持改修費については、積算中のため含んでいません。
うち道路等の維持改修費	道路、その他の公共建築物について、一定額を見込み計上しています。
積立金	公共施設維持改修基金への積立額を一定見込み計上しています。

(2) プログラム実施前の財政収支見通し「体質改善前」

(普通会計一般財源ベース)

財政収支見通し(体質改善前) 一般財源ベース			(単位:百万円)					
区分		平成23年度 決算	平成24年度 決算見込	平成25年度 推計	平成26年度 推計	平成27年度 推計	平成28年度 推計	平成29年度 推計
歳入	市税	13,078	12,542	12,344	12,177	11,825	11,712	11,635
	地方交付税	6,213	6,230	6,630	7,022	6,933	6,872	6,923
	臨時財政対策債	1,913	1,950	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900
	その他収入	3,826	1,928	2,271	2,387	1,913	1,913	1,913
	計 (A)	25,030	22,650	23,145	23,486	22,571	22,397	22,371
内訳	経常一般財源収入	21,699	21,288	21,440	21,664	21,259	21,080	21,048
	臨時一般財源収入	3,331	1,362	1,705	1,822	1,312	1,317	1,323
歳出	義務的経費							
	人件費	6,098	5,858	5,813	5,873	5,832	5,927	5,787
	扶助費	2,085	2,376	2,423	2,463	2,488	2,494	2,496
	公債費	6,071	3,417	3,781	3,781	2,975	3,031	3,203
	小 計	14,254	11,651	12,017	12,117	11,295	11,452	11,486
	投資的経費	605	611	990	894	467	775	714
	うち学校施設の維持改修費					36	275	214
	その他経費	10,049	10,343	10,669	11,482	11,430	11,249	11,676
	うち繰出金	3,661	3,937	4,128	4,237	4,463	4,424	4,533
	うち維持補修費	292	260	262	545	757	541	892
	うち道路等の維持改修費			138	403	603	398	779
	計 (B)	24,908	22,605	23,676	24,493	23,192	23,476	23,876
	内訳							
	経常一般財源支出	21,204	20,899	21,062	21,590	21,377	21,420	21,925
	うち施策推進分			50	100	150	200	250
	臨時一般財源支出	3,704	1,706	2,614	2,903	1,815	2,056	1,951
	うち施策推進分			70	70	70	70	70
収入支出差引額 (A)－(B)		122	45	▲ 531	▲ 1,007	▲ 621	▲ 1,079	▲ 1,505
財政調整基金 年度末残高見込		2,723	2,768	2,237	1,230	609	0	0
減債基金 年度末残高見込		1,016	1,010	652	178	178	178	178
累積赤字		0	0	0	0	0	▲ 470	▲ 1,975
経常収支比率推移		97.7	98.2	98.2	99.7	100.6	101.6	104.2
市債残高 年度末見込		33,396	33,739	33,798	33,389	34,081	35,270	35,173
うち建設事業債等(臨時財政対策債除き)		20,103	19,032	17,808	16,291	15,939	16,196	15,279
道路・学校の維持改修費				138	135	171	410	349
その他の公共建築物の維持改修費					268	468	263	644
公共施設維持改修基金 年度末残高見込			200	500	863	1,163	1,463	1,763
※端数処理により、計が一致しない部分があります。								

※公共施設の維持改修費には、橋梁、公園に係る分は積算中のため含んでいません。なお、河川等の維持改修費については、投資的経費に一定額を計上しています。

※魅力あるまちづくりに向けた新規施策の推進及び既存施策の充実に係る財源として、臨時的施策分は各年度70百万円、経常的施策分は毎年度50百万円を計上しています。

3. 財政体質改善プログラム

財政体質改善プログラムは、第4次行財政改革大綱の改革の視点Ⅲ「持続可能な財政構造の実現」～新たな時代に対応できる財政体質に改善します～に位置付けた実施項目別の実施計画の中から、効果額が見込まれるものを抽出したものです。

「財政構造の弾力化」などを引き続き目標としながら、健全な財政運営を持続させるとともに、新たなまちの魅力向上に向けた政策の実施や社会資本である公共施設の計画的な維持改修と有効活用などに主眼を置き、それらの財源確保のためのプログラムとして位置づけ、年次的に見直しを行います。

また、当該プログラムは、第1次財政健全化プログラム（案）及び第2次財政健全化プログラムで用いられた基本的な考え方を踏襲し策定します。

（1）計画期間

平成25年度～平成29年度（5年間）

（2）目標

【1】経常収支比率の改善を主眼とした財政構造の弾力化

平成29年度末時点で、経常収支比率95%以内をめざします。

【2】市債残高の抑制

臨時財政対策債を除いた市債残高（普通会計ベース）は、平成29年度末時点で、129億円以下をめざします。

[平成24年度末市債残高見込（臨時財政対策債除き）約190億円]

【3】基金に依存しない財政体質の継続

財政調整基金を取り崩さない財政運営を維持します。

(3) 財政体質改善に向けた取組み体系

<改革の視点Ⅲ. 持続可能な財政構造の実現>

～新たな時代に対応できる財政体質に改善します～

【重点項目 1】財源の確保

人口が減少していくなか、本市のまちの魅力向上は喫緊の課題であります。財政を取り巻く環境が右肩下がりの時代のなか、健全な財政を維持しながら、魅力向上に寄与する新規・充実施策の財源を確保するため、既存の施策を常に見直しすることで、時代や市民ニーズに適合した施策の再構築を進めます。

◆取組み項目◆

- ①歳入の確保
- ②定員・給与などの適正化
- ③既存事業の見直し
- ④補助金などの適正化
- ⑤投資的経費の抑制
- ⑥公債費の圧縮

【重点項目 2】特別会計の経営健全化

特別会計については、事業の効率化と受益者負担の適正化による経営の健全化を図り、独立採算による経営を原則として、一般会計からの適正な繰出しに努めます。

◆取組み項目◆

- ①適正な使用料などの確保
- ②地方公営企業法の適用
- ③各特別会計の歳出抑制

【重点項目 3】公共施設・財産などの適正管理

既存の公共施設の老朽化に伴い、維持改修経費の増加は大きな財政負担になることが予想されています。このようなことから、維持改修経費の平準化を進め、公共施設の適正な維持保全を行い、長寿命化を図ったうえで、良質な資産として有効活用するための取組みを行います。

◆取組み項目◆

- ①公共施設の維持保全
- ②公共施設の有効活用と質・量の適正化

(4) 財政体質改善へ向けた取組み項目・実施項目について

【重点項目 1】財源の確保

◆取組み項目◆①歳入の確保

税などの徴収率の向上はもとより、市が有する債権の回収の強化を図ります。また、サービスを享受する市民に適正な負担を求めるほか、その他の収入を確保する方策について検討します。

★実施項目

1 課税客体の的確な把握と適正な課税

課税客体の正確な把握と適正な課税は、税務行政への信頼性を確保するためにも、非常に重要です。関係機関との情報交換、課税資料の収集を行い、誤りのない適正な課税に引き続き努めます。

2 市税等の徴収率の向上、滞納整理の徹底

負担の公平性及び自主財源の確保の観点から、市税等の徴収率の向上に努めます。また、初期滞納の徹底した抑制と長期・高額滞納の整理促進を行います。

3 定期的な使用料・手数料の見直し、受益者負担の適正化

受益者負担の原則に基づき、定期的に現行の使用料・手数料の見直しを実施します。見直しについては、第1次財政健全化プログラム（案）（平成15年度策定、別紙資料①参照）の考え方に沿って行います。

4 未利用財産の貸付・売却

普通財産として保有している市有地のうち、将来的に活用する計画がないものについては、積極的に売却処分するとともに、事業予定地についても、事業が実施されるまでは貸付を行うなど、歳入の確保に努めます。

5 有料広告事業の推進

ホームページ、各種印刷物・発行物、公用車両、公共施設など、保有する資産等を広告媒体として有効活用し、広告料収入の増加を図ります。

6 その他自主財源等の確保

基金については可能な限り効果的な運用を図るなど、自主財源等の更なる確保に向け取組めます。

◆取組み項目◆②定員・給与などの適正化

職員の定員については、組織機構や事務事業の見直し、民間委託の推進などを踏まえ、定員適正化計画に基づき、必要最小限の適正な配置に努めます。また、職員給与についても、国や他の地方公共団体などの状況を考慮しながら、特別職も含め、適正な水準の確保に努めます。

★実施項目

1 職員定員適正化計画の策定・推進

定員の見直しにあたっては、地方分権に伴う新たな行政サービスの発生による増加要因にも適切に対応したうえで、平成25年度から平成29年度を計画期間とする第4次定員適正化計画などに基づき、効率的な職員配置を行うことで、職員数の適正化を図ります。

2 給与水準の適正化

国及び他の地方公共団体の職員の給与の状況等を踏まえながら、引き続き給与水準の適正化を図ります。また、特殊勤務手当についても、その特殊性及び妥当性を考慮しながら適正化に努めるとともに、事務事業の見直しや事務の効率化等を行うことで、時間外勤務手当を抑制します。さらに、特別職の給料の減額を継続し、退職手当率については、他団体の状況等を勘案し見直しを行います。

3 再任用職員・非常勤嘱託員などの活用

退職する職員の知識や経験を、これからも行政運営に有意義に活用するために、再任用職員として引き続き雇用することで、新規採用職員の抑制を図ります。

4 非常勤職員報酬の定期的な見直し

嘱託員報酬をはじめ、各委員等報酬などについても、府内の状況等を勘案しながら、定期的に見直しを行います。

◆取組み項目◆③既存事業の見直し

行政の内部管理経費の効率的運用及びコスト縮減をはじめ、民間活力の積極的な利用を図るとともに、行政評価を活用し、事業の優先度を明確にすることで限られた財源の中で、より効果的な事業の選択を行います。また、新規・充実施策の実施にあたっては、スクラップ・アンド・ビルドの考え方を徹底し、事業を展開していきます。

★実施項目

- 1 行政評価の活用による事業の見直し
事業の再構築や重点化などによる限られた資源の有効活用を行うことを目的とした行政評価を活用し、常に、既存事業の見直しを行います。
- 2 スクラップ・アンド・ビルドの徹底
市税収入が減少する右肩下がりの時代のなかでは、新たな事業を実施するために、その所要財源を新たに生み出さなければなりません。新規事業の実施にあたっては、既存事業のスクラップを徹底的に意識し、事業の再構築を図ります。
- 3 委員会・審議会の統廃合、委員数の削減
過去に設立した委員会・審議会について、たとえ統廃合したとしても、当初の設立目的が達成できるものは積極的に統廃合をすすめ、さらに構成委員の人数においても、極力抑制いたします。
- 4 事務事業経費の削減
職員一人ひとりが節減意識を高めるなど、需用費その他の事務事業経費の徹底した節減合理化を図ります。
- 5 行政領域の見直しによる経費削減
過去から行政領域の見直しは実施され、一定の効果を挙げてきました。これからも「アウトソーシング等指針」（平成20年7月策定 別紙資料②参照）に基づいた見直しを継続し、行政の守備範囲の整理やその実施手法（指定管理者制度の導入、民間への委託化、協働等）の見直しを行います。

6 施設の管理運営経費の見直し

市内の公共施設の管理運営に係る委託契約について、その契約方法及び仕様内容を見直すなど、管理運営経費の削減に努めます。

◆取組み項目◆④補助金などの適正化

補助金などについて、社会経済情勢の変化などによって、存続する意義が薄れたもの、補助による効果が薄れたものなどは、廃止、縮減を行います。また、外郭団体などにおいても、経営努力を促し、自主自立を阻害するような補助の実施を見直すことで、経常的な補助金の総額抑制を図ります。

★実施項目

1 各種参加協議会への負担金の削減

本市が加入している協議会等について、その必要性、効果が低いものについては、脱退も含め検討し、各協議会自体の運営経費などについても更なる削減を求めるなど、負担金の削減に努めます。

2 補助金・交付金・扶助費等の見直し

個人・団体支援型の市単独補助金及び国府基準を超える付加サービスなどについて、長期にわたり継続して補助などを実施しているもの、社会情勢等の変化により補助などの目的・内容などが適切でなくなったもの、また、事業効果が薄れているものなどは、所得制限の導入や廃止を含めた見直しを進めます。

3 外郭団体への関与の見直し

「河内長野市の外郭団体の見直しに関する指針」（平成23年度策定）に基づき、各外郭団体についても、「効率性・効果性の視点」、「自主自立の視点」などから、人的関与・財政的関与の見直しを図ります。

◆取組み項目◆⑤投資的経費の抑制

現有の公共施設においては、老朽化が進み、その維持改修に相当な費用が見込まれるなか、更なる公共施設の建設は、将来世代に対し、大きな負担となります。今後も、公共施設の建設にあたっては、まちの魅力向上のため戦略性、緊急性の高い事業とし、その他の公共事業においても、事業の縮小や実施時期の繰り延べなどを含め、投資的経費の平準化とその抑制に努めます。

★実施項目

1 事業の延伸・規模の見直し

普通建設事業については、事業年度の延伸や規模の縮小を行うとともに、事業の優先度や熟度を明確にし、事業費の平準化を図ります。

◆取組み項目◆⑥公債費の圧縮

将来世代の負担軽減の観点から、市債の新規発行をはじめ、過去に借入れた市債の借換債の発行は、減債基金を活用しながら極力抑制するとともに、繰上償還についても可能なかぎり実施することで、将来の公債費の圧縮を図ります。

★実施項目

1 臨時財政対策債などの市債発行の抑制

臨時財政対策債は、地方交付税の制度上、必要最小限度で発行していますが、いわゆる赤字地方債であるため、可能な限りその発行を抑制する必要があります。これからも普通建設事業債も含め、市債の発行抑制に努めます。

2 借換債の発行抑制

借換債の発行抑制が利息の後年度負担軽減に繋がることから、減債基金の活用を行うなど、可能な限りその発行を抑制します。

3 繰上償還の実施

公的資金補償金免除繰上償還については、引き続き実施対象団体の要件緩和を国に対して要望を行うなど、繰上償還の実施へ向け取り組めます。

【重点項目 2】特別会計の経営健全化

◆取組み項目◆①適正な使用料などの確保

独立採算の原則を念頭に、各事業の効率化や経済状況などを踏まえたうえで、適正な使用料などを設定し、その収入確保に努めます。

★実施項目

- 1 水道料金・下水道使用料の適正な設定
水道事業及び下水道事業の独立採算の観点から、経営の健全化を図るため、水道料金、下水道使用料の見直しや徴収率の向上に努めます。
- 2 国民健康保険料などの適正な賦課
国民健康保険事業、介護保険事業の運営の安定化を図るため、被保険者資格の適切な管理、保険料の適正な賦課及び徴収率向上に向け取り組みます。

◆取組み項目◆②地方公営企業法の適用

下水道事業については、下水道施設が恒久的な財産であり、健全な経営構造のもとに適切に維持しつつ、その利用に供していかなければならないという考えのもと、地方公営企業法の適用に向けた取り組みを行います。

★実施項目

- 1 下水道事業の地方公営企業法適用化
経営状況の明確化、会計情報の開示、適正な原価の把握と料金設定などのメリットが期待できる下水道事業の地方公営企業法適用化を行い、自立的な経営構造をめざすなかで、使用料等と一般会計の経費負担区分の明確化を図ります。

◆取組み項目◆③各特別会計の歳出抑制

介護保険給付費などの増加は、介護保険料などの上昇を招き、被保険者の負担が増すとともに、一般会計の負担、いわゆる税による負担の増加にも繋がります。各特別会計それぞれの給付費などの抑制に向けた取組みを積極的に行うことで、経営の健全化を図ります

★実施項目

1 各特別会計の給付費等の抑制

高齢化が進む現状において、各特別会計の保険給付費などは増加するばかりです。病気の予防や健康増進の実施、介護予防事業を積極的に推進することで、給付費等を抑制するとともに、一般会計と同様に、徹底した事務事業経費の節減合理化を図り、その歳出抑制に努めます。

【重点項目 3】公共施設・財産などの適正管理

◆取組み項目◆①公共施設の維持保全

膨大な量の公共施設を維持するためには、効率的・計画的に維持改修費用を投入する必要があるとともに、それに係る所要財源を確保することも重要です。そこで、各年度の歳入だけでは対応できない維持改修に係る所要財源を計画的に確保し、ファシリティマネジメント（※）を活用したうえで、効果的・継続的な維持改修の実施に努めます。

（※）公共施設などの社会資本を経営資源と捉え、経営的視点に基づき、コストの最小化や施設効用の最大化を図るため、適正に管理、活用していく経営的管理手法のこと。

★実施項目

- 1 （仮称）公共施設維持改修基金の計画的な積立
維持改修の対象となる公共施設が今後確実に増加すると見込まれることから、特定の年度においては、毎年度予算措置をしている維持改修費だけでは対応することが困難となる高額な費用が必要となります。年度間の財政負担を平準化させるため、計画的・継続的に所要額を当該基金へ積み立てます。
- 2 ファシリティマネジメントに基づいた維持改修費用の適時投入
公共施設の維持改修に係るコストの最小化と施設効用の最大化を図るため、適正に管理、活用していく経営的管理手法として用いられているファシリティマネジメントを取り入れ、今までの事後保全から予防保全へ転換し、施設の長寿命化を図ります。

◆取組み項目◆②公共施設の有効活用と質・量の適正化

人口減少、少子高齢化という現状のもと、施設総量の縮小を如何に進めるか、身の丈にあった施設保有が課題となります。既存施設（資産）の有効活用をさらに図り、各公共施設の統合・廃止も検討します。

★実施項目

- 1 資産の有効活用
限られた財源の中で老朽化した公共施設の維持改修を行わなければならない現状から、積極的な施設の集約化を行うなど、既存の資産を十分に活用することで、維持改修経費を節減します。

2 公共施設の統廃合

人口減少、少子化の時代において、大規模な施設をこれからも今までどおり維持し続けることには限界があります。小規模な施設も含め、運用状況が非効率になっている施設や設置から時間が経過したことで、その配置や存在意義について改めて検討が必要なものについて、統合・廃止を含め、見直しを行います。

(5) 財政体質改善に向けた「実施項目・具体的項目」の抽出方法について

財政体質改善に向けた「実施項目・具体的項目」については、前記の考え方に沿って抽出していきますが、現在構築中の行政評価をより効果的に活用し、施策目標の達成に対し貢献度が低い事業については再構築を図る必要があります。また、当該プログラムの計画期間中には、財源確保に資するさまざまな方針や計画が策定されることも想定されます。

このようなことから、当該プログラムは、今後の行政評価の結果や別途策定される方針等を、「実施項目・具体的項目」へ適宜反映・追加していく「改善型プログラム」とします。

平成25年度版の「実施項目・具体的項目」は、第2次財政健全化プログラムの項目で未達成あるいは継続して実施することが適当であると判断されるもの、担当課とその実施方法等について協議中のもの及び行政評価では評価が困難な事業（歳入の確保、施設の統廃合、人件費の抑制、指定管理者制度の導入など）を中心に抽出し、設定します。

(6) 平成25年度版 実施項目・具体的項目 (効果額は5年間累計)
 総額：約3,770百万円

【重点項目 1】財源の確保

◆取組み項目◆①歳入の確保

効果額：約695百万円

実施項目	具体的項目
2 市税等の徴収率の向上、滞納整理の徹底	市税等徴収率の向上、滞納整理の徹底
3 定期的な使用料・手数料の見直し、受益者負担の適正化	福祉センター・地域福祉センターのカラオケ等の受益者負担の適正化
	公立保育所の延長保育料の見直し
	公共施設の駐車場の受益者負担の適正化
	使用料・手数料の定期的な見直し
4 未利用財産の貸付・売却	未利用の普通財産の貸付・売却
5 有料広告事業の推進	あらゆる媒体を活用した有料広告事業の推進
6 その他自主財源等の確保	その他の財源の確保
	下水道事業会計からの歳入確保

◆取組み項目◆②定員・給与などの適正化

効果額：約704百万円

実施項目	具体的項目
2 給与水準の適正化	国基準に基づいた退職手当の見直し
	特殊勤務手当の削減
	職員等の給与の見直し

◆取組み項目◆③既存事業の見直し

効 果 額 ： 約 1, 3 7 2 百万円

実施項目	具体的項目
② スクラップ・アンド・ビルドの徹底	子育て・幼児教育推進給付金（3歳児入園奨励分）の見直し
④ 事務事業経費の削減	公立保育所の保育士配置基準の見直し
	市議選・市長選に係る手当の見直し
	その他事務事業経費の削減
⑤ 行政領域の見直しによる経費削減	市民交流センター管理事業の実施手法の見直し
	公立保育所運営事業の実施手法の見直し
	市営斎場管理事業の実施手法の見直し
	市営住宅管理事業の実施手法の見直し
	滝畑ふるさと文化財の森センター管理事業の実施手法の見直し
	子ども見守りパトロール事業の見直し
	放課後児童会運営事業の実施手法の見直し

◆取組み項目◆④補助金などの適正化

効 果 額 ： 約 1 4 0 百万円

実施項目	具体的項目
② 補助金・交付金・扶助費等の見直し	寝具洗濯乾燥サービス事業などの所得制限の導入
	民間保育所補助事業の見直し（保育士配置基準の見直し）
	浄化槽清掃経費補助事業の廃止
	水道料金等の福祉減免制度の廃止

◆取組み項目◆⑤投資的経費の抑制

効 果 額 ： 約 2 8 2 百万円

実施項目	具体的項目
① 事業の延伸・規模の見直し	普通建設事業の延伸・規模の見直し

◆取組み項目◆⑥公債費の圧縮

効 果 額 ： 約 1 1 1 百万円

実施項目	具体的項目
1 臨時財政対策債などの市債発行の抑制	普通建設事業の見直しによる市債発行の抑制

【重点項目 2】特別会計の経営健全化

◆取組み項目◆②地方公営企業法の適用

効 果 額 ： 約 3 9 4 百万円

実施項目	具体的項目
1 下水道事業の地方公営企業法適用化	使用料等と一般会計の経費負担区分の明確化

【重点項目 3】公共施設・財産などの適正管理

◆取組み項目◆②公共施設の有効活用と質・量の適正化

効 果 額 ： 約 7 2 百万円

実施項目	具体的項目
2 公共施設の統廃合	滝畑レイクパーク（勤労者野外活動施設）の廃止
	市営小山田住宅の廃止
	三日市幼稚園のあり方について継続検討
	烏帽子形プールの廃止

※ 上記の具体的項目の取組みにあたっては、見直し及び廃止などの是非・影響を十分に検討したうえで、取り組んでいきます。

(7) プログラム実施後の財政収支見通し「体質改善後」

(普通会計一般財源ベース)

前記の具体的項目に取組んだ後の効果額を反映した財政収支見通しは以下のとおりとなります。

財政収支見通し(平成25年度版実施項目反映時点)（体質改善後）一般財源ベース							(単位:百万円)		
区分		平成23年度 決算	平成24年度 決算見込	平成25年度 推計	平成26年度 推計	平成27年度 推計	平成28年度 推計	平成29年度 推計	
歳 入	市税	13,078	12,542	12,403	12,222	11,858	11,737	11,654	
	地方交付税	6,213	6,230	6,630	7,022	6,933	6,931	6,982	
	臨時財政対策債	1,913	1,950	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900	
	その他収入	3,826	1,928	2,279	2,614	2,046	1,927	1,927	
	計（A）		25,030	22,650	23,212	23,758	22,737	22,495	22,463
	内 訳	経常一般財源収入	21,699	21,288	21,493	21,704	21,290	21,172	21,134
臨時一般財源収入		3,331	1,362	1,719	2,054	1,447	1,323	1,329	
歳 出	義 務 的 経 費	人件費	6,098	5,858	5,620	5,621	5,710	5,727	5,601
		扶助費	2,085	2,376	2,423	2,463	2,488	2,494	2,496
		公債費	6,071	3,417	3,781	3,772	2,962	3,012	3,132
		小 計	14,254	11,651	11,824	11,856	11,160	11,233	11,229
	投資的経費		605	611	842	760	467	775	714
		うち学校施設の維持改修費					36	275	214
	そ の 他 経 費		10,049	10,343	10,594	11,292	11,164	10,692	11,036
		うち繰出金	3,661	3,937	4,128	4,237	4,463	4,237	4,325
		うち維持補修費	292	260	262	545	757	541	892
		うち道路等の維持改修費			138	403	603	398	779
	計（B）		24,908	22,605	23,260	23,908	22,791	22,700	22,979
	内 訳	経常一般財源支出	21,204	20,899	20,794	21,175	21,002	20,864	21,262
		うち施策推進分			50	100	150	200	250
		臨時一般財源支出	3,704	1,706	2,466	2,733	1,789	1,836	1,717
		うち施策推進分			70	70	70	70	70
収入支出差引額（A）－（B）		122	45	▲ 48	▲ 150	▲ 54	▲ 205	▲ 516	
財政調整基金 年度末残高見込		2,723	2,768	2,720	2,570	2,516	2,311	1,795	
減債基金 年度末残高見込		1,016	1,010	652	178	178	178	178	
累積赤字		0	0	0	0	0	0	0	
経常収支比率推移		97.7	98.2	96.7	97.6	98.6	98.5	100.6	
市債残高 年度末見込		33,396	33,739	33,114	32,486	32,648	32,764	32,758	
うち建設事業債等(臨時財政対策債除き)		20,103	19,032	17,124	15,388	14,506	13,690	12,864	
道路・学校の維持改修費				138	135	171	410	349	
その他の公共建築物の維持改修費					268	468	263	644	
公共施設維持改修基金 年度末残高見込			200	500	863	1,163	1,463	1,763	
※端数処理により、計が一致しない部分があります。									

※公共施設の維持改修費には、橋梁、公園に係る分は積算中のため含んでいません。なお、河川等の維持改修費については、投資的経費に一定額を計上しています。

※魅力あるまちづくりに向けた新規施策の推進及び既存施策の充実に係る財源として、臨時的施策分は各年度70百万円、経常的施策分は毎年度50百万円を計上しています。

(8) 財政収支見通し「体質改善前後の比較表」(普通会計一般財源ベース)

(単位: 百万円)									
区分 体質改善前			平成23年度 決算	平成24年度 決算見込	平成25年度 推計	平成26年度 推計	平成27年度 推計	平成28年度 推計	平成29年度 推計
歳入	一般財源収入 (A)		25,030	22,650	23,145	23,486	22,571	22,397	22,371
	内訳	経常一般財源収入	21,699	21,288	21,440	21,664	21,259	21,080	21,048
		臨時一般財源収入	3,331	1,362	1,705	1,822	1,312	1,317	1,323
歳出	一般財源支出 (B)		24,908	22,605	23,676	24,493	23,192	23,476	23,876
	内訳	経常一般財源支出	21,204	20,899	21,062	21,590	21,377	21,420	21,925
		うち施策推進分			50	100	150	200	250
		臨時一般財源支出	3,704	1,706	2,614	2,903	1,815	2,056	1,951
		うち施策推進分			70	70	70	70	70
収入支出差引額 (A)－(B)			122	45	▲ 531	▲ 1,007	▲ 621	▲ 1,079	▲ 1,505
財政調整基金 年度末残高見込			2,723	2,768	2,237	1,230	609	0	0
減債基金 年度末残高見込			1,016	1,010	652	178	178	178	178
累積赤字			0	0	0	0	0	▲ 470	▲ 1,975
経常収支比率推移			97.7	98.2	98.2	99.7	100.6	101.6	104.2
市債残高 年度末見込			33,396	33,739	33,798	33,389	34,081	35,270	35,173
うち建設事業債等(臨時財政対策債除き)			20,103	19,032	17,808	16,291	15,939	16,196	15,279
道路・学校の維持改修費					138	135	171	410	349
その他の公共建築物の維持改修費						268	468	263	644
公共施設維持改修基金 年度末残高見込				200	500	863	1,163	1,463	1,763
区分 体質改善後			平成23年度 決算	平成24年度 決算見込	平成25年度 推計	平成26年度 推計	平成27年度 推計	平成28年度 推計	平成29年度 推計
歳入	一般財源収入 (A)'		25,030	22,650	23,212	23,758	22,737	22,495	22,463
	内訳	経常一般財源収入	21,699	21,288	21,493	21,704	21,290	21,172	21,134
		臨時一般財源収入	3,331	1,362	1,719	2,054	1,447	1,323	1,329
歳出	一般財源支出 (B)'		24,908	22,605	23,260	23,908	22,791	22,700	22,979
	内訳	経常一般財源支出	21,204	20,899	20,794	21,175	21,002	20,864	21,262
		うち施策推進分			50	100	150	200	250
		臨時一般財源支出	3,704	1,706	2,466	2,733	1,789	1,836	1,717
		うち施策推進分			70	70	70	70	70
収入支出差引額 (A)'－(B)'			122	45	▲ 48	▲ 150	▲ 54	▲ 205	▲ 516
財政調整基金 年度末残高見込			2,723	2,768	2,720	2,570	2,516	2,311	1,795
減債基金 年度末残高見込			1,016	1,010	652	178	178	178	178
累積赤字			0	0	0	0	0	0	0
経常収支比率推移			97.7	98.2	96.7	97.6	98.6	98.5	100.6
市債残高 年度末見込			33,396	33,739	33,114	32,486	32,648	32,764	32,758
うち建設事業債等(臨時財政対策債除き)			20,103	19,032	17,124	15,388	14,506	13,690	12,864
道路・学校の維持改修費					138	135	171	410	349
その他の公共建築物の維持改修費						268	468	263	644
公共施設維持改修基金 年度末残高見込				200	500	863	1,163	1,463	1,763

(9) 財政体質改善プログラムの推進に向けて

「平成25年度版 実施項目・具体的項目」によって得られる効果額は、5年間累計で約37億7,000万円となりますが、この効果額だけでは、約9億7,300万円の収支不足が発生する財政収支見通しとなっています。なお、財政体質改善プログラムで掲げた3つの目標に対しての達成状況は以下のとおりとなる見込みです。

【1】平成29年度末時点で、経常収支比率95%以内をめざします。

⇒ 経常収支比率は、平成29年度末時点で、100.6%となる見込みであり、目標は達成できていません。目標を達成するためには、約11億8,400万円のさらなる歳出の抑制、もしくは歳入の確保を図らなければなりません。

【2】臨時財政対策債を除いた市債残高（普通会計ベース）は、平成29年度末時点で、129億円以下をめざします。

⇒ 市債残高は、平成29年度末時点で、128億6,400万円となる見込みであり、目標は達成しています。

【3】財政調整基金を取り崩さない財政運営を維持します。

⇒ 各年度で赤字が発生し、財政調整基金の取り崩しで対応せざるを得ない状況で、目標は達成できていません。この目標を達成するためには、約9億7,300万円のさらなる財源確保を図らなければなりません。

以上のように、平成25年度版で抽出された具体的項目だけでは、【1】及び【3】の目標は達成されていない状況です。

従って、今後についても引き続き、行政評価の活用、他市の事例研究を行うことなどで具体的項目の更なる抽出を図ります。さらに、これから策定される第4次定員適正化計画などを適宜反映するとともに、大きな視点での歳入確保をめざし、市内経済の活性化による税収の確保などの視点での取り組みに努めていきます。

なお、維持改修費については概算費用であり、橋梁、公園については未計上であることから、適切な維持改修費を反映した財政収支見通しを改めて作成いたします。

財政体質改善プログラム（平成25年度版）の財源確保額（年度別）について

(単位:百万円)						
項 目 ・ 年 度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	合 計
「体質改善前」の財政収支見通し（不足額）A	▲ 531	▲ 1,007	▲ 621	▲ 1,079	▲ 1,505	▲ 4,743
財源確保額（目標額）B	483	857	567	874	989	3,770
うち歳入の確保	67	272	166	98	92	695
うち歳出の抑制	416	585	401	776	897	3,075
目標額 ＋ 不足額（A+B）	▲ 48	▲ 150	▲ 54	▲ 205	▲ 516	▲ 973

財政体質改善に向けた取組みのなかには、市民の皆さまの生活に影響するものもあり、その実施にあたっては、十分な説明とご理解、ご協力を得ながら進めてまいります。

また、財政状況や財政体質の改善に向けた取組み状況については、財政白書や広報紙またはホームページなどでご説明させていただき、市民の皆さまと情報共有を積極的に進めていくなかで、皆さまのご理解をいただけるよう努めてまいります。

人口減少・高齢化など本市を取り巻く財政環境は益々厳しくなりますが、財政体質の改善を図ると同時に、「安全・安心・安定した緑と笑顔のあふれるまち」の実現に向けて、全庁一丸となって取り組んでまいります。

（１） 受益者負担の適正化

行政が市民に提供するサービスは、多種多様であり、それぞれのサービスについて、適切なサービスには応分の負担を求めることが原則である。この負担については、市民が税金などによって負担する、すなわち公費において負担するものと、利用料などで直接負担するものに分けることができる。そこで、そのサービスが特定のものが受けるサービスかあるいは行政特有のサービスかなどにより、その区分と負担割合を明確にし、適正な受益者負担を進めなければならない。

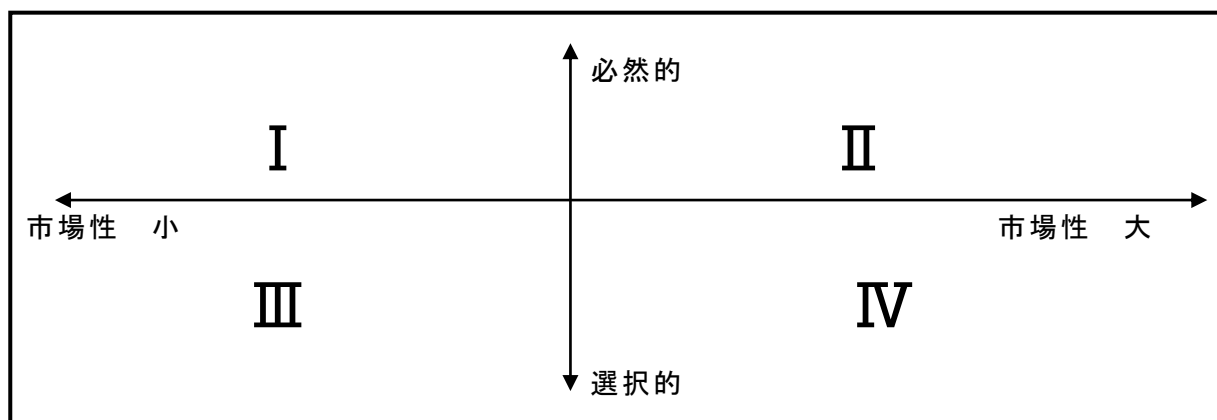
① 使用料の見直し

使用料とは、市民などが特定の施設などを利用することに対し対価を支払うもので、その受益者負担とは、そのサービス(施設)を提供するために必要な経費の一部または全部を負担することをさす。なお、ここでは、各種検診や、講座の参加負担金などについても同様の検討対象とする。

この負担割合は、以下の観点から分類することができる。

- ①サービスの市場性が高いかどうか（行政関与の必要性）
- ②サービス受益が必然的か、選択的か（生活への必要度）

この観点を整理すると、次の表のように整理できる。



この分類・整理に基づき、それぞれの事象ごとの基本的な負担割合を次のように定める。

I の事象＝行政関与の必要性が高く、かつ必然的に提供するもの

例：小中学校、図書館など

負担割合 市 100% 市民 0%

II の事象＝行政関与の必要性は低い、必然的に提供するもの

例：現状提供サービスでは該当なし

負担割合 市 50% 市民 50%

Ⅲの事象＝行政関与の必要性は高いが、一部の市民へ提供するもの

例：体育館、文化会館、市民交流センター、青少年活動センター、運動場、公民館、各種検診など

負担割合 市 50% 市民 50%

Ⅳの事象＝行政関与の必要性は低く、一部の市民へ提供するもの

例：テニスコート、プール、キャンプ場、駐車場、各種講座など

負担割合 市 0% 市民 100%

原則としてこの負担割合に従って、個々の使用料について見直しを行い、適正な負担割合を実現するものとする。

なお、負担すべき経費については、下記を原則として、個々に算出するものとする。

○経費原則

市が提供するサービスであることを考慮し、サービス提供設備（体育館等）の建設に係る経費や大規模改修にかかる経費を除き、日々運用に必要となる、人件費、管理運営経費や補修費を負担すべき経費とする。

ただし、保育料等、その経費負担が他の法律などで定められているものについては、その規定に従い適正な使用料の徴収を行うものとする。

また、施設内食堂や、自動販売機などの目的外使用については、その施設での必要性などを考慮し、適切な使用料の徴収に努めなければならない。

② 手数料の見直し

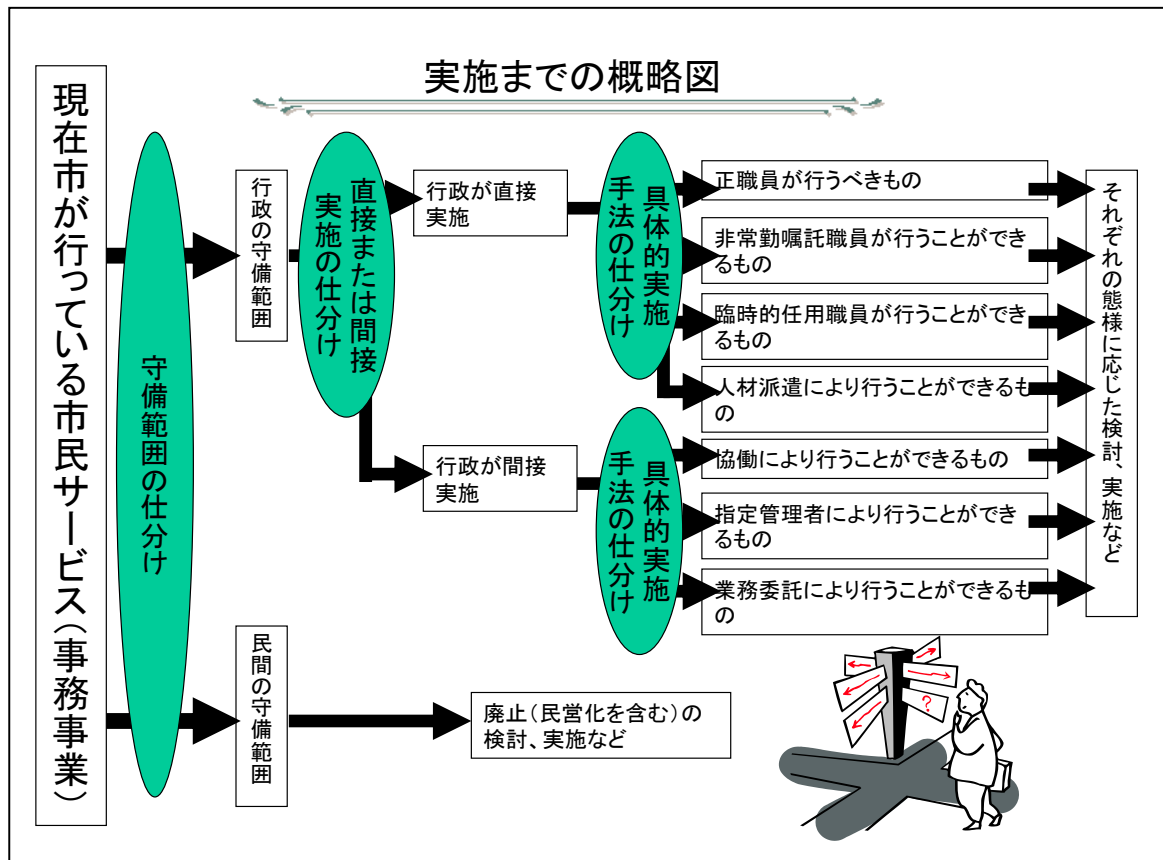
手数料は、原則として諸証明の交付など役務の提供に要する費用を受益者から徴収するもので、その役務の提供は行政に限られたものであり、なおかつ役務を受けるのは個人（法人）であることから、上記使用料の分類に照らすとⅢの事象に該当する。

そこで、手数料についても、使用料と同様に、その経費の50%を受益者負担とすることを原則とする。

なお、その負担すべき経費の原則についても、使用料と同様に、その役務の提供に必要となる人件費、物件費を経費の原則として取り扱うこととする。

なお、手数料についても、その負担額が法律などで定められているものについては、その規定に従い適正な手数料の徴収を行うものとする。

○行政サービスの分類について



財政用語の解説

用 語	説 明	掲載ページ
基金	地方公共団体が、条例の定めるところにより、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するために設けられる資金又は財産のこと。	1, 2, 12, 13, 14, 16, 19, 22, 25, 33
経常収支比率	地方公共団体の財政構造の弾力性を判断するための指標で、市税、普通交付税などを中心とする毎年度経常的に収入される一般財源（経常一般財源収入）の総額に対し、人件費、扶助費、公債費のように毎年度継続的に支出される経費に充当された一般財源の額（経常経費充当一般財源）が占める割合のこと。	1, 11, 16, 33
公債費	市が借り入れた市債の元金及び利子の償還費。公債費は義務的経費の一つであり、これが歳出中の比重を高めることは、財政の硬直化を招くことになります。	1, 5, 13, 14, 17, 22
固定資産税	固定資産税は、毎年1月1日に、固定資産（土地・家屋・償却資産）を所有している人が、その固定資産の価格を基に算定される税額を所在する市町村に納める税金のこと。	1, 3, 11, 13
歳出	一会計年度における一切の支出のこと。	1, 5, 11, 14, 17, 24, 33
歳入	一会計年度における一切の収入のこと。	1, 2, 11, 13, 17, 18, 25, 27, 28
財政調整基金	地方公共団体における年度間の財源の不均衡を調整するための資金を積み立てる基金のこと。	1, 2, 13, 16, 33
市税	歳入の1区分。市が自ら賦課・徴収するお金のこと。当市の市税は、市民税、固定資産税、軽自動車税、市たばこ税、入湯税、都市計画税があります。	1, 2, 3, 4, 11, 13, 18, 20, 28
市民税	個人市民税と法人市民税に区別されます。個人市民税は、一般的に市民税と府民税をあわせて住民税と呼ばれており、前年の所得金額に応じて課税される所得割と、所得金額にかかわらず課税される均等割から算出し、住民税額が決まります。また、法人市民税は、市内に事務所や事業所などがある法人にかかる税のことで、法人の規模（資本金等の額及び従業員数）に応じてかかる均等割と、法人税額に応じてかかる法人税割があります。	1, 3, 11, 13
地方交付税	地方公共団体の自主性を損なわずに、地方財源の均衡化を図り、かつ地方行政の計画的な運営を保障するために、国税のうち、所得税、法人税、酒税、消費税、たばこ税それぞれの一定割合の額を、国が地方公共団体に対して交付する税。地方交付税には、一定の算式により交付される普通交付税と災害等特別の財政事情に応じて交付される特別交付税があります。	1, 2, 4, 9, 13, 22
形式収支	歳入決算額から歳出決算額を単純に差し引いたもの。	2
実質収支	形式収支（歳入決算額から歳出決算額を単純に差し引いたもの）から、繰越明許費などに係る翌年度に繰り越す財源を差し引いたもの。	2
翌年度繰越額	その性質上又は歳入歳出予算成立後の理由により、当該年度内に支出が終わらなかったものについて、翌年度に限り繰り越して使用することができる経費のこと。	2
地価下落修正	土地の価格は、基準年度（3年ごと）に評価替えを行い、価格を決定します。その価格は原則として3年間据え置かれますが、地価の下落が認められる場合には、基準年度以外の年度であっても、基準年度の価格を修正することとなっています。	3

ヨミ 用 語	説 明	掲載ページ
トシ ケイカク セイ 都市計画税	都市計画税とは、固定資産税同様に毎年1月1日に、土地・家屋を市街化区域内等に所有している方が、その固定資産の価値に応じて負担していただく税金のこと。下水道整備・道路・公園など総合的なまちづくりを行う都市計画事業や、土地区画整理事業に要する費用にあてるための目的税です。	3, 13
ヒョウカ ガ 評価替え	評価替えとは固定資産の価格の見直しのことをいいます。膨大な量の土地・家屋について、その評価を毎年度見直すことは、実務的に不可能であることなどから、原則として3年間評価額をすえ置く制度、言いかえれば、3年ごとに固定資産の価格を見直す制度がとられています。また、この3年に1度の評価替えを行う年度を「基準年度」といいます。	3, 13
キジュン ザイセイ シュウニョウ 基準財政収入額	基準財政収入額は、普通交付税を客観的・合理的に算定するために、地方公共団体が標準的な税の徴収を行ったという前提条件のもとに歳入額を算出したもの。	4
キジュン ザイセイ ジュウガク 基準財政需要額	基準財政需要額は、普通交付税を客観的・合理的に算定するために、標準的な行政活動を行ったという前提条件のもとに歳出額を算出したもの。地方公共団体が合理的・妥当な水準の行政活動を行う際に必要な経費を福祉、教育など様々な行政分野ごとに算定して合算したもの。	4, 13
ザイセイリョク シスウ 財政力指数	財政状況の弾力性を示す数値で、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値のこと。この数値が大きいほど、市独自の施策を実施するうえでの財源に余裕があるといえます。	4
セイカツ ホゴ ヒ 生活保護費	民生費の1区分。生活保護法に基づく扶助費などが該当します。	4, 5, 11, 14
リンジ ザイセイ タイサク サイ 臨時財政対策債	国が地方交付税の配分に当たり、その財源である国税5税の不足分について地方と折半することを趣旨として、発行可能額が国から示される地方債のこと。本来は地方交付税として国から交付されるべき額を借入れています。後年度における元利償還金の100%が普通交付税の基準財政需要額に算入されることで、国による財源保障がされています。	4, 9, 11, 13, 16, 22
カリカエ サイ 借換債	既に発行したものを借り換えるために発行する地方債のこと。	5, 9, 22
クリアゲ ショウカン 繰上償還	償還期限の定めのある地方債を、償還期限前に元本の一部または全部を償還すること。	5, 9, 22
クリ ダシケン 繰出金	歳出を性質別に分けた場合の1区分。特別会計あるいは公営企業・公営事業会計に対して、一定のルールを定めて支出するお金のこと。	5, 6, 11, 14
コウキ コウレイシヤ イリョウ リョウヨウ 後期高齢者医療療養 給付費負担金	後期高齢者医療制度における療養給付費等（医療費の9割相当分）のうち市の負担分を大阪府後期高齢者医療広域連合に納付します。河内長野市の負担は、当市在住の後期高齢者医療被保険者に係る療養給付費等の12分の1です。	5, 11
セイシツ ベツサイシュツ 性質別歳出	歳出を経済的性質によって、人件費、物件費、維持補修費、扶助費、補助費等、普通建設事業費、災害復旧事業費、公債費、積立金、投資及び出資金、貸付金、繰出金、前年度繰上充用金に分類したもの。	5
チホウサイ 地方債	建設事業などの資金として、また、地方交付税の減収による財源不足を補うなどのために、国や銀行から借り入れるもの。地方債のうち府が借入れるものは府債、市が借入れるものを市債といいます。	5, 9, 10, 22
フジョヒ 扶助費	歳出を性質別に分けた場合の1区分。生活保護法、児童福祉法、老人福祉法等に基づき、若しくは市が単独で行っている各種扶助（現金又は物品、サービスの提供）に要する経費。生活保護費、子ども手当、乳幼児医療助成などが該当します。	5, 11, 14, 21, 29

ヨミ 用 語	説 明	掲載ページ
ブツケン 物件費	歳出を性質別に分けた場合の１区分。その性質が消費的なもので人件費、扶助費、補助費等に分類されないもの。委託料や使用料、備品購入費、臨時職員の賃金などが該当します。	5
ホジョ ヒョウ 補助費等	歳出を性質別に分けた場合の１区分。公課費（自動車重量税など市が納める税金）や各種団体への補助金、一部事務組合等への負担金などが該当します。	5
ジンケン ヒ 人件費	歳出を性質別に分けた場合の１区分。特別職や議員の報酬、一般職の給料などが該当します。	7, 11, 14, 27
フツウ カイケイ 普通会計	全国の市町村の財政状況を統一的に比較するために用いられる統計上の区分のことをいいます。 当市では、一般会計、土地取得特別会計、部落有財産特別会計及び下水道事業会計のうち公共下水道終末処理施設に係る事業費を合算し、各会計間の重複経費を控除したものになります。	7, 8, 10, 13, 14, 15, 16, 31, 32
フナイ トシ 府内都市	大阪府内の政令指定都市（大阪市・堺市）及び町村を除いた都市のこと。現在府内には３１市あります。	7, 8, 9, 10, 11, 12
ルイジ ダンタイ 類似団体	総務省が毎年度作成する類似団体別市町村財政指数表に基づき、全国の市町村を「人口」と「産業構造」の要素により分類したもの。地方公共団体が全国的な比較を行う場合、この類似団体のなかでどのような位置にあるかをみます。平成２２年度の本市の類似団体は全国で３４団体あり、大阪府内では池田市、富田林市、松原市、箕面市、羽曳野市があります。	7, 8, 9, 10, 11, 12
シ サイ 市債	歳入の１区分。市が発行する地方債のことで、金融機関等から借入れたお金。償還（返済）は会計年度をまたがります。	9, 10, 11, 12, 14, 16, 22
ダイサン トウ カイカク 第三セクター等改革 スインシ サイ 推進債	市が発行する市債のこと。第三セクター等の整理又は再生に伴う債務処理を円滑に実施する場合のみ、その発行が国から許可されます。発行期間は平成２１年度から平成２５年度までの時限措置となっています。	9
トチ カイハツ コウシャ 土地開発公社	地域の秩序ある整備を図るため、必要な公有地となるべき土地を地方公共団体に代わって先行取得することを主たる任務とし、「公有地の拡大の推進に関する法律」に基づき設立された特別法人のこと。	9
モクテキ ベツ 目的別	地方公共団体の経費を、その行政目的によって、議会費、総務費、民生費、衛生費、労働費、農林水産業費、商工費、土木費、消防費、教育費などに分類したもの。	9
ガンリ ショウカンキン 元利償還金	公債費のうち、市債の元金・利子の償還に充てられたもの。	11, 14
ゲンサイ キキン 減債基金	公債費の償還を計画的に行うための資金を積み立てる目的で設けられる基金のこと。	12, 22
トクテイ モクテキ キキン 特定目的基金	特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立てるために設置されるもの。（当市においては、ふるさとづくり基金、長寿ふれあい基金、緑化基金などがあります。）	12
サイセイ ケンゼンカ ダンタイ 財政健全化団体	「実質赤字比率」や「実質公債費比率」などの「財政健全化判断比率」が、「早期健全化基準」を超えた地方公共団体のこと。財政健全化団体になると、早期健全化を促すため「財政健全化計画」の策定や、実施状況の報告などにより、健全な財政運営を目指すこととなります。	13
サイセイ ケンゼンカ ハンダン ヒリツ 財政健全化判断比率	地方公共団体の財政の健全化を判断する統一的な指標。「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「実質公債費比率」「将来負担比率」があり、早期健全化を図る基準として「早期健全化基準」、財政の再生を図る基準として「財政再生基準」が定められています。なお、この指標のほか「資金不足比率」を含めた５つの指標は、議会に報告・公表されます。	13

ヨミ 用 語	説 明	掲載ページ
ジツシツ アカジ ヒリツ 実質赤字比率	財政健全化判断比率のうちの１つ。地方公共団体の一般財源の標準的な大きさを示す標準財政規模（標準税収入額、普通地方交付税額、地方譲与税の合算額）に対する一般会計等の実質赤字額の割合のこと。	13
ソウキ ケンゼンカ キジュン 早期健全化基準	財政収支が不均衡な状況、その他の財政状況が悪化した状況において、実質赤字比率、連結赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率について、地方公共団体が自主的かつ計画的にその財政の健全化を図るべき基準を定めています。地方公共団体は、いずれかの比率が早期健全化基準以上である場合には、財政の早期健全化のための計画（財政健全化計画）を定めなければなりません。	13
テイイン テキセイカ ケイカク 定員適正化計画	行政需要の動向を見定めた適正な職員の配置を行いながら、効率化を図ることにより更なる職員数の削減に努め、効果的な体制を確立するための計画のこと。	14, 19, 33
トウシテキ ケイニ 投資的経費	歳出を性質別に分けた場合の１区分。道路、橋りょう、公園、学校、公営住宅の建設など社会資本の整備に要する経費。普通建設事業費、災害復旧事業費及び失業対策事業費からなっています。	14, 17, 22, 30
チホウ コウエイ キギョウ ホウ 地方公営企業法	地方公共団体が経営する企業の組織、財務及びこれに従事する職員の身分取扱いなどに関することを定めている法律のこと。 当市では、現在水道事業が地方公営企業法を適用しています。	17, 23, 30
ジシュ サイゲン 自主財源	市が自ら調達でき得る財源で、市税、分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、寄附金、繰入金、繰越金、諸収入が該当します。	18, 19, 28
トクシユ キンム テアテ 特殊勤務手当	著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務に対して、その勤務の特殊性に応じて支給される手当のこと。当市では、防疫作業手当などがあります。	19, 28
キョウドウ 協働	それぞれの主体性・自発性のもとに、お互いの存在意義を認め尊重し合い、対等の立場でそれぞれが持ちうる資源を出し合い、補い合うことで、共通の目的を達成するために、協力、協調すること。	20
シテイ カンリシャ セイド 指定管理者制度	平成１５年の地方自治法改正により、公の施設の管理について、市の出資法人、公共団体に加えて民間の事業者、ＮＰＯ法人、ボランティア団体なども含め、議会の議決を経て地方公共団体の指定を受けた者が「指定管理者」として管理を代行する制度のこと。	20, 27
スクラップ・アンド ビルド	事業の再構築や再配置のことで、古いものを潰して新しいものに作り変えること。	20, 29
コウテキ シキン ホショウキン メンジョ 公的資金補償金免除 クリアゲ ショウカン 繰上償還	地方公共団体の厳しい財政状況を踏まえ、国の臨時特例措置として、過去に公的資金（旧資金運用部資金、旧簡易生命保険資金、旧公営企業金融公庫資金）により借り入れた高金利の地方債について、補償金（違約金）なしで繰上償還が認められること。	22
フツウ ケンセツ ジギョウ 普通建設事業	道路、橋りょう、学校、庁舎等公共用又は公用施設の新増設等の建設事業のこと。	22, 30

河内長野市役所 総務部 財政課



〒586-8501 河内長野市原町一丁目1番1号

TEL: (0721)-53-1111 (代表)

E-mail: zaisei@city.kawachinagano.lg.jp

平成24年度策定
